

契 約 書 (案)

愛媛県（以下「甲」という。）と※委託機関名を記入（以下「乙」という。）とは、甲に属する県立学校の教職員（以下「教職員」という。）の子宮頸がん検診（以下「検診」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施）

第1条 甲は、検診の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 甲は、検診を委託する教職員の所属、職、氏名等を電子ファイルにより別途乙に通知する。

（検診項目）

第2条 甲が委託する検診は、問診、視診、子宮頸部の細胞診（液状検体法）とする。

（委託期間）

第3条 委託の期間は、この契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

（検診の期日及び場所）

第4条 乙は、検診計画を定めたうえで、令和7年2月28日までに検診車による巡回検診を実施しなければならない。

（検診料金）

第5条 甲は、乙に対し検診料金を支払うものとし、その検診料金は、教職員1人当たり_____円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2 乙は、受診者から、1人当たり1,200円を徴収するものとする。この場合において、前項中「_____円」とあるのは、「(1,200円を差引いた額)円」と読み替えるものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、※_____とする。

※落札業者が県会計規則第154条（契約保証金の免除）に該当する場合は、下線部に“免除”と記入する。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第8条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（業務の調査等）

第9条 甲は、必要があると認めたときは、乙の業務委託の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は業務委託の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

（結果報告書等の提出）

第10条 乙は、検診の終了後遅滞なく、検診結果を記載した書面を愛媛県教職員安全衛生管理規程に定める各安全衛生管理者へ提出しなければならない。

2 乙は、仕様書に定める検診期限までの検診終了後、速やかに甲が指示する形式による当該検診結果のデータを光ディスク又はこれに類する媒体に記録した電子データ及び事業完了報告書（別紙）を甲へ提出しなければならない。ただし、電子データによる提出が困難な場合は、この限りではない。

（検査）

第 11 条 甲は、前条の規定による業務完了報告書の提出があったときは、その日から起算して 10 日以内に検査を行うものとする。

(補正又は再調査等)

第 12 条 乙は、前条の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに補正又は再調査を行い、甲に補正又は再調査完了を報告しなければならない。

2 前項の規定により補正又は再調査の報告があったときは、前条の規定を準用する。

(検診料金の支払)

第 13 条 乙は、第 11 条（前条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の検査に合格したときは、遅滞なく、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から正当な請求書を受理した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払の遅延)

第 14 条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(契約保証金の返還等)

第 15 条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第 11 条（第 12 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(業務内容の変更)

第 16 条 甲は、必要に応じ、業務委託の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

(事情変更)

第 17 条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

(仕様書等に関する通知義務)

第 18 条 乙は、仕様書等によることができないとき又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(委託期間の延長)

第 19 条 乙は、乙の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了する

ことができないことが明らかになったときは、甲に対してその理由を付し、委託期間の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、甲と乙が協議して決めるものとする。

(損害賠償)

第20条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害による必要経費の負担)

第21条 委託業務の処理により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

(甲の解除権)

第22条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められるときは、前項の催促をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第23条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第24条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(秘密の保持)

第25条 乙(乙の社員及び乙の指定する者を含む。)は、業務の実施に関し知りえた事実について、その秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第26条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第27条 第14条、第20条及び第23条第2項の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(変更の届出)

第28条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(法令等の遵守)

第29条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第30条 この契約の締結に要する費用は、全て乙の負担とする。

(裁判管轄)

第31条 この契約に関して生じた一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)は、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 32 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）及び遅延防止法によるものとし、これらの規程に定めのない事項又はこの契約に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議してこれを処理するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県
知事 中村 時広

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄し又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(別紙)

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

検診機関名

代表者名

㊟

事業完了報告書

令和 年 月 日付で貴職と締結した県立学校教職員子宮頸がん検診業務委託について、下記のとおり完了しましたので、ご報告します。

記

1 実施期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 実施状況

検診項目	受診者数	検診料金単価	請求額
子宮頸がん検診 (問診、視診、子宮頸部の細胞診)	人	円	円

※県立学校ごとの受診人数一覧を添付すること

※本件責任者及び担当者の氏名・連絡先をこの様式の下部に記入し、電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出する場合は、押印省略可能です。